

一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 地区に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という。）定款第46条の規定により、地区の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(地区設置の目的)

第2条 地区の設置目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本連盟の方針及びプログラム等を地区内で効果的に実施し、かつ、地区の実状を本連盟の施策に反映させること。
- (2) 各団相互及び地区内の同じ目的を有する他の団体と調和的な協働を図ること。
- (3) 各団の独立と主導性を妨げることなく、地域内の本運動を普及すること。
- (4) 地区内に存する地方自治体又は教育委員会等（以下「自治体等」という。）との連携及び本運動への支援要請並びに協働に関すること。

(地区の区分及び名称)

第3条 本連盟定款第46条2項に定める地区の区分及び名称は、次のとおりとする。

- (1) うみかぜ地区 (千葉市、館山市、木更津市、茂原市、東金市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、山武市、いすみ市、大網白里市、九十九里町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町)
- (2) なぎさ地区 (市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市)
- (3) かわかぜ地区 (松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市)
- (4) おおとね地区 (銚子市、成田市、佐倉市、旭市、八千代市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、芝山町、横芝光町)

(地区協議会)

第4条 地区は、本連盟の目的を達成するため、地区内の加盟団で構成する地区協議会を開催する。

- 2 地区は、本連盟年次総会の1箇月前までに地区総会として地区協議会を開催し、地区委員会を構成する役員の選任（地区コミッショナーを除く）、及び必要な議案の審議・決定をする。
- 3 地区協議会は地区協議会長を主宰者とし、必要に応じて開催する。
- 4 地区協議会は、定足数の過半数をもって成立し、議決については本連盟定款の規定を準用する。
- 5 地区協議会の構成は、第6条に掲げる地区役員の他、地区内各団の団委員長並びに各隊長とする。
なお、その他の指導者も参席できるが、決議には加わらない。

(地区協議会長及び副会長)

第5条 地区協議会長は、地区総会において選出され、地区内の本運動を代表する。

- 2 地区協議会副会長は、地区総会において選出され、地区協議会長を補佐し、地区協議会長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(地区役員)

第6条 地区の役員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地区協議会長及び地区協議会副会長
- (2) 地区委員長及び地区副委員長
- (3) 地区コミッショナー及び地区副コミッショナー
- (4) 団担当コミッショナー
- (5) 運営委員会及び特別委員会の委員長

(6) 地区ローバース会議議長

(7) 事務長

(8) 会計係

(9) 地区監事

(10) その他地区において必要と定める者

2 地区役員の人数その他必要な事項は地区においてこれを定める。

3 第1項に掲げる役員を選任又は解任したときは、本連盟理事会に報告しなければならない。

(地区委員長及び地区副委員長)

第7条 地区委員長は、毎年地区総会において選出され、本連盟年次総会の確認を得て、本連盟の地区代表理事となる。

2 地区委員長は、所属地区代表として本連盟理事会に出席し、本連盟理事会の方針及び決定事項を地区に報告し、方針に従い事業を執行する責務を有すると共に所属地区の意向等を理事会に報告する。

3 地区副委員長は、必要に応じて地区総会において選出することができるものとし、地区委員長を補佐し、地区委員長に事故あるとき又は欠けた時に任務を代理する。

(地区役員等の任期)

第8条 地区総会において選出される地区役員のうち、地区委員長、本規則第6条に定める運営委員会委員長、地区ローバース会議議長については、本連盟規約等により、次年度の本連盟年次総会までとし、他の地区役員の任期は、当該次年度地区総会までとし、それぞれ再任を妨げない。

(役員の補充等)

第9条 地区総会選出の地区役員に欠員を生じた場合には、地区協議会において補充する。

2 補充又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(地区委員会)

第10条 地区は、地区の運営を行うために地区委員会を設け、次の業務を行う。

(1) 地区総会の承認を得た計画に従い、事業を実施する。

(2) 地区委員会は地区委員長が招集し毎月（8月を除く）開催する。

(3) 地区委員会は、第6条に定める地区役員（地区監事を除く）を以て構成する。

(4) 地区委員会の定足数は、過半数（委任状を含む。）とし、議決は多数決による。

なお、可否同数の時は、議長がこれを決する。

(5) その他地区の運営に必要な事項は地区委員会にて定め、本連盟理事会に報告するものとする。

(運営委員会及び委員の委嘱)

第11条 地区委員会は、日本ボーイスカウト千葉本連盟運営委員会規程（以下「運営委員会規程」という。

第3条第1号から第3号までに定める委員会と同名又は同様の任務を担当する委員会を設けるものとする。

2 地区の運営委員会及び特別委員会委員は地区委員会の議を経て地区委員長が委嘱し、その委員は18歳以上とし、必ずしも加盟員であることを要しない。

(運営委員長等)

第12条 第11条第1項の規定により設置された運営委員会の委員長は、運営委員会規程第9条第1項の規定により本連盟運営委員会の構成員となる。

2 運営委員会副委員長は、必要に応じて地区総会において選出することができる。

3 運営委員会副委員長は、運営委員長を補佐し運営委員長に事故あるとき又は欠けたときは任務を代理する。

(その他地区役員の役務)

第13条 その他地区役員の役務は次のとおりとする。

(1) 地区会計係

毎年地区総会において選出し、地区の経理を担当し、資金の確保と出納を担当する。

(2) 事務長及び事務次長

地区委員会において選出し、地区における事務処理を担当し、事務次長は必要に応じて事務長と同じ手続きをもって置くことができ、事務長を補佐する。

(3) 地区監事

地区監事は、毎年地区総会において選出し、地区事業及び会計を監査する。

なお、地区監事は、他の地区役員を兼ねることはできない。

(就任制限)

第14条 隊長及び副長はその在任期間において、地区協議会長又は地区委員長に就任することはできない。

(特別委員会)

第15条 地区委員会は必要に応じて次の事業を担当する特別委員会を設けることができる。

(1) 地区行事を実施展開することを目的に設置される地区内実行委員会等、地区委員会が必要と認める特別委員会

(2) 地区内の各団が所在する自治体並びに自治体に準ずる組織との共同事業、及び助成金等の受領を目的とする特別委員会

2 前項第2号に定める特別委員会は、地区内の自治体から、自治体毎に、その自治体に所在する複数の団が一つの集合体として対応する事が求められる場合に設置する。

なお、対外的に同一自治体域内に所在する団の集合体であることを表す呼称を使用することができる。

3 地区委員会において前項の規定に基づく特別委員会を設置する時は、目的に沿った委員会の対外呼称、活動範囲等を細則として定め、その事業は地区事業計画に記載し、交付を受けた助成金等は本規則第21条各号の規定により管理し、監査対象とする。

4 前各項の規定に基づき取得した助成金等の使途については地区委員会において定める。

(ローバース会議)

第16条 地区コミッショナーの基に、地区内各団に所属するローバースカウト及び同年代の指導者は、地区ローバース会議を組織しそれぞれが議員として所属するものとする。

2 地区ローバース会議は、本連盟総会1箇月前までに議長等役員を互選するための会議を開催しなければならない。

3 地区ローバース会議は、議長のほか本連盟ローバース会議地区代表議員1人を選任することができる。

4 前項の地区ローバース会議議長と本連盟ローバース会議地区代表議員の兼任を妨げないものとし、本連盟ローバース会議地区推薦議員は2人を上限として、地区年次総会に先立って開催される地区ローバース会議において議員の互選により選出される。

5 その他地区ローバース会議の運営に必要な事項は、県ローバース会議、地区ローバース会議において別に定める。

(地区コミッショナー等)

第17条 地区コミッショナー、地区副コミッショナー、団担当コミッショナーの委嘱及び任務等は日本連盟教育規程による。

(表彰会議)

第18条 地区委員会は、表彰、感謝等の名誉に関する事項を審議するため表彰会議を設ける。

2 前項の表彰会議は、地区コミッショナーが議長となり非公開で開催する。

3 表彰会議は次に掲げる者で構成する。

(1) 地区コミッショナー

(2) 地区協議会長

(3) 地区委員長

(4) 地区事務長（幹事役として出席し、議決の数に加わらない。）

4 団担当コミッショナー及び地区副コミッショナーは、表彰会議に参席し発言することができる。

ただし、議決に加わることはできない。

(技能章指導員)

第19条 技能章指導員は、日本連盟教育規程により、地区委員会の議決を経て、地区委員長が委嘱する。

(名誉役員)

第20条 地区は地区委員会の議決を経て、地区顧問、地区相談役及び地区参与の名誉役員を置くことができる。

(会計・特別会計)

第21条 地区の会計は、全て地区委員会の管理下で行わなければならない。

2 地区の収入は、地区規約等で定める分担金、助成金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとし、特定の団又は加盟員のみを対象とする分担金は徴収してはならない。なお、行事開催時等の参加費徴収については、地区委員会の議決を経て、徴収することができるものとする。

3 第15条第1項第2号に基づく特別委員会会計については、特別会計をもって処理することができるものとする。

4 地区の会計年度は、本連盟に準じるものとする。

(地区規則の改廃)

第22条 この規則に定めのない事項については、地区において定めることができる。ただし、地区規則の制定又は改正には、本連盟理事会の承認を得なければならない。

(補 則)

第23条 この規則の改廃は、本連盟理事会の議決に基づき行うものとする。

附 則

この規則は、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟設立登記の日から施行する。